持続可能な森林管理・林業効率化推進事業について

農林水産部森林課

1 目的

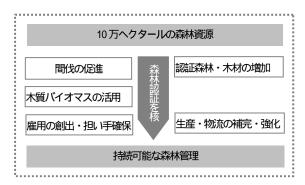
浜松市森林・林業ビジョンにも掲げられ、本地域の特色を活かした「持続可能な森林経営・管理」をより確実に推進させるため、認証取得森林面積及び認証木材流通量の増加、森林資源の有効活用、林業での新規雇用から中・長期雇用のへ発展、木材物流の効率化等、森林・林業での重要施策を積極的に進める。

2 事業内容及び対象

(1) 森林認証活用事業

(対象:森林組合、林業事業体及び森林所有者) ア 認証森林における間伐作業への奨励

イ 認証森林からの間伐材搬出作業への奨励



(2)資源循環型森林管理推進事業(対象:森林組合又は協同組合)

ア 木質ペレット製造機の整備

環境省の補助制度(国庫10分の10、地域グリーンニューディール基金事業)を活用し、ペレット製造機を購入・設置する。市内のハウス農家や冷暖房設備への利用を進め、森林から市街地への木材循環を実現する。

イ 地域残材搬出事業

通常は搬出されにくい間伐材を森林内から運び出す工程において、安定的な雇用創出による中・長期的な林業担い手を確保し、同時に森林資源の利活用向上を目指す。財源は、平成23年度まで緊急雇用創出交付金を活用(10分の10)。

- (ア)雇用創出 6人/1組合×3組合×135日=2,430人・日
- (イ)間伐材搬出 20ha×30 m³×3組合=1,800 m³

(3) 天竜材生産・物流拠点整備事業

平成 20 年度林野庁の調査研究事業「地域材生産・物流効率化支援事業」において拠点整備事例の一つとして位置付けられ、流通の簡素化及び A 材 (曲がりのない良材) に加え B 材・ C 材 (多少の曲がり材など) の加工を行う大型施設に対して助成する。既存の木材加工・流通を補完・強化する位置付けとなる。

ア 製材機械の整備

製材加工機、人工乾燥機、プレーナー機(カンナがけ)、集成パネル製造機等

イ 施設の整備

工場棟、製品倉庫等

- ウ財源
- (ア)国庫 1/2 森林・林業・木材産業づくり交付金事業(メニュー名は未定)
- (イ) 県費 なし(政令指定都市のため)
- (ウ)市費 要調整
- 3 所管課の見積額 = 16.5 億円 (H22 年度)

新規就農支援による担い手確保事業について

農林水産部農業水産課

1 目 的

本市の農業就業者は高齢化が進んでいるため、新規就農者の育成・確保が求められる。一方、中長期的雇用創出の場として農業が期待されているところである。しかし、新規就農希望者にとっては、技術の習得、農地の確保、資金の調達など様々なことが課題となる。

とくに、技術の習得については、熟練した農業者による研修が効果的である。また、関連情報を把握しデータベース化を図ることにより、就農希望者等の連携を効率的に進めることができる。

このように本事業は、就農希望者の農業研修を推進し、就農支援情報システムを構築して、担い手の育成・確保と中長期的雇用創出に寄与するものである。

2 事業内容

(1) 農業研修推進事業

就農希望者が、熟練した農業者のもとで研修を受けることにより、技術を身につけ、 経営目標を明確にする。その実施については、周年にわたる体験プログラムを計画す る市内の農家の団体や農業法人等に委託する。

(2) 就農支援情報システム整備事業

就農希望者、農業研修等受入可能農家、農地貸出し希望者等の情報を把握し、データベース化を図る。

3 事業説明

(1) 農業研修推進事業

対象人員: 20人×10回/年間

農家団体(2団体)は、10名程度を年間10回、休日等に受入れ

(2) 就農支援情報システム整備事業

業務委託:就農希望者、農業研修等受入可能農家、農地貸出し希望所有者等のデータをホームページ、農家等の関連するデータ及び聞き取り等により調査する。 農家台帳、農地情報管理システム、農地 GIS システム等と連動

4 所管課の見積額

5,400 千円 (平成 22~24 年度)

山間地域農業生産活動助成事業について

農林水産部農業水産課

1 事業内容

平成21年度当初予算には、市単独事業の「山間地域農業生産活動助成事業」と県費助成事業の「中山間地域農業振興整備助成事業」が計上されているが、「中山間地域農業振興整備助成事業」は、本市が政令指定都市に移行したことにより、平成21年度をもって県費助成の経過措置期間が満了するため、今後、県担当室と見直し協議にあたるが、事業対象区域から外れた場合、平成22年度当初予算要求は、前段の2事業を統合し、「山間地域農業生産活動助成事業」の名称で予算要求する。あわせて、今年発生した遅霜による被害の対策として、増額予算要求するものである。

・山間地域農業生産活動助成事業の概要

農業の生産条件が不利な山間地域において、農業の近代化や高付加価値型農業を推 進する農業者に対して助成するもの

【対象地域】天竜区(下阿多古・上阿多古・熊・光明・竜川・犬居・気多・熊切・ 浦川・佐久間・山香・城西・水窪・龍山)北区(伊平・鎮玉)

【対象事業】茶・花木・果樹等の新植又は改植

園地整備、防霜施設、軌道式運搬施設、乗用式管理施設等の整備

【補助率】 事業費の1/2以内 ただし事業ごとに上限額を設ける。

·中山間地域農業振興整備助成事業

中山間地域の農業振興を図るため、農産物の生産、加工、販売を行う施設の整備等を行う農業協同組合及び農業者の組織する団体に対して助成するもの

【対象地域】天竜区(犬居・気多・熊切・浦川・佐久間・山香・城西・水窪・龍山)

【対象事業】茶園管理機械施設・集出荷施設・加工施設等の整備、販路開拓事業等

【補助率】 事業費の2/3以内 (県1/3 市1/3 事業主体1/3)

2 所管課の見積額

54 百万円 (平成 22~24 年度)